

令和 2 年亀岡市議会定例会 1 2 月議会

条例一部改正資料

(新 旧 対 照 表)

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の170</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては100分の170、<u>12月に支給する場合においては100分の165</u>を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和39年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の170</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u> を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において、市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の167.5</u> を乗じて得た額に在職期間に応ずる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

亀岡市一般職員の給与に関する条例（昭和30年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第23条第5項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>（その職務の級が5級以上（以下「幹部職員」という。）にあっては、<u>100分の107.5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100</p> <p>(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80</p> <p>(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60</p> <p>(4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第14条及び第24条に規定する期末手当の支給において、この条例の施行日の前日において亀岡市非常勤職員及び臨時的任用職員のうち臨時職員であった者が、引き続きこの条例の適用を受けることとなる場合にあつては、令和元年12月2日以後の期間を本条例に規定する会計年度任用職員としての在職期間とみなすものとする。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第14条及び第24条に規定する期末手当の支給において、この条例の施行日の前日において亀岡市非常勤職員及び臨時的任用職員のうち臨時職員であった者が、引き続きこの条例の適用を受けることとなる場合にあつては、令和元年12月2日以後の期間を本条例に規定する会計年度任用職員としての在職期間とみなすものとする。</p> <p><u>(令和2年12月に支給する期末手当に関する特例)</u></p> <p>3 <u>令和2年12月に支給する期末手当について第14条第1項及び第24条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定を適用する場合には、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の130」とする。</u></p>

亀岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和57年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則</p> <p>この条例は、昭和57年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 <u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務に従事する職員の特殊勤務手当の特例)</u></p> <p>2 <u>第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)に係る業務に従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該業務に従事した日1日につき、3,000円(新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円)を支給する。</u></p>

亀岡市税条例の特例に関する条例（令和元年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 投下固定資産総額 立地する宿泊施設の開業日までに取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）又は立地する製造施設の開業日までに取得した固定資産（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第25条</u>に規定する当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地）のうち、新たに宿泊施設又は製造施設の用に供するものの取得価額の合計額をいう。</p> <p>(宿泊施設の立地における特例措置)</p> <p>第3条 宿泊施設事業者が、法第13条に規定する地域経済牽引事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、<u>法第24条</u>に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税について、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。次項において同じ。）の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(製造業の立地における特例措置)</p> <p>第4条 製造事業者が、事業計画を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、<u>法第24条</u>に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される製造施設に係る土地、家屋及び構築物に対して賦課</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 投下固定資産総額 立地する宿泊施設の開業日までに取得した固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。）又は立地する製造施設の開業日までに取得した固定資産（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）<u>第26条</u>に規定する当該施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地）のうち、新たに宿泊施設又は製造施設の用に供するものの取得価額の合計額をいう。</p> <p>(宿泊施設の立地における特例措置)</p> <p>第3条 宿泊施設事業者が、法第13条に規定する地域経済牽引事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、<u>法第25条</u>に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される宿泊施設に係る土地、家屋及び償却資産に対して賦課する固定資産税について、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。次項において同じ。）の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(製造業の立地における特例措置)</p> <p>第4条 製造事業者が、事業計画を作成し、京都府知事の承認を受け、かつ、<u>法第25条</u>に規定する主務大臣の確認を受けた場合は、新たに立地される製造施設に係る土地、家屋及び構築物に対して賦課</p>



する固定資産税について、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。）の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。

する固定資産税について、開業日の属する年（翌年の1月1日を含む。）の翌年度から3年を限度として固定資産税を免除することができるものとする。

亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に <u>                    </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 <u>                    </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に <u>                    </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に <u>                    </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 <u>                    </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u> <u>                    </u> における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>





亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に <u>                    </u> 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 <u>                    </u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年 <u>（以下「特例基準割合適用年」という。）</u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に <u>                    </u> 年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に <u>                    </u> 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年 <u>                    </u> 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年</u> <u>                    </u> における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

亀岡市下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合</u>（当該年の前年に _____ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合 _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「<u>特例基準割合適用年</u>」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に _____ 年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に _____ 年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合</u>（<u>平均貸付割合</u>（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。） _____ に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年 _____ 中においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u> _____ における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

亀岡市職員定数条例（昭和30年亀岡市条例第5号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 病院事業事務部局の職員 <u>128人</u></p>	<p>(職員の定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 病院事業事務部局の職員 <u>138人</u></p>

亀岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>(施設型給付費の額に係る通知等)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下こ</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p> <p>(施設型給付費の額に係る通知等)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(特別利用保育の基準)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第7条第3項及び第8条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第7条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下こ</p>



の項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ(イ)中\_\_\_\_\_「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」について」と、第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下この項、第20条及び第37条第3項」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第20条\_\_\_\_\_」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 (略)

の項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第14条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受けるものを除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

(準用)

第51条 第9条から第15条まで(第11条及び第14条を除く。)、第18条から第20条まで及び第24条から第34条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第12条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」について」と、第15条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下\_\_\_\_\_」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第51条において準用する第20条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第20条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第24条中「運営規程」とあるのは「第47条に規定する事業の運営についての重要事項に関する規程」と読み替えるものとする。

(特定利用地域型保育の基準)

第53条 (略)

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども\_\_\_\_\_に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

2 (略)

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第44条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第14条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。